

忠岡町の指定管理に係る「指定管理委託料」と「リスク分担」の考え方

1 指定管理委託料の変更について

(1) 年度当初の指定管理委託料の決定

指定期間における各年度の指定管理委託料は、指定管理者となった者から応募提案された当該指定期間全体及び各年度毎の事業経費を基に、双方協議の上、年度における委託料を定めた「年度協定書」を締結して決定する。

委託料は、当初予定した管理業務範囲の変更や、災害等による不可抗力事態等を想定し、予算の範囲内において年度毎締結する仕組みを採っている。

従って、毎年度締結する「年度協定書」においては、前年度と比較しての委託料の額変更も有り得る。

(2) 年度途中の指定管理委託料の額の変更

年度協定期間内における委託料の額変更については、「年度協定書」の第4条に、「委託料の額を変更すべき特別な事情が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。」と規定している。

変更すべき特別な事情は、個別の事情にもよるが、基本的には年度当初の委託料変更と同様の事態を想定している。

(3) 変更協議が可能な事態

前記(1)及び(2)を可能とする事態は、別紙「指定管理に係るリスク分担表」に、「負担者が忠岡町」及び「協議事項」として定めたものとする。

なお、リスク分担表に定める事項で、疑義があるもの及び想定外の事由が生じた場合は、忠岡町と指定管理者双方の協議により決定する。

2 指定管理に係るリスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		忠岡町	指定管 理 者
物 価 変 動	特定経費の単価に関する物価変動リスクの分担 (特定経費) 電気・ガス料金 上下水道料金等	協議事項	
金 利 変 動	金利の変動、に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対 応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反 対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
不服申し立て	指定管理者が行った公の施設を利用する管理に関する処分への 異議申し立て	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由に よる事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生 じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及 びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	協議事項	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動 その他の自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことの できない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復 による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（自治体→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	経年劣化や利用に伴う消耗等に対応する一般的な修繕	○	
	管理者の注意義務を怠ったことによる施設、設備、備品等の滅 失、損傷に関する原状回復又は賠償		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上 記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた 場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		忠岡町	指定管 理 者
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○